

名取川河口域の河川整備計画について ご意見をお聴かせください

～名取川水系河川整備計画^{*}について～

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、名取川の沿川地域では、主に河口部周辺で甚大な被害を受けました。この地震や津波による被害の発生を受け、名取川においては、河川整備計画(平成21年6月策定)の変更が必要となります。

このパンフレットは、河川整備計画の変更にあたり、地域のみなさまのご意見をお聴きするための「河川整備計画(変更素案)」の概要説明となっております。

今後の河川整備の目標や進め方について、みなさまの貴重なご意見をお寄せ下さい。



添付のハガキを用いて、ご意見をお聴かせ下さい

※いただきましたご意見について、名取川水系河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。
※一切の個人情報については、第三者に開示または提供することはありません。

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。現在の「名取川水系河川整備計画」は平成21年6月に策定され、概ね30年間の段階的な川づくりの内容を示しており、名取川水系の国土交通省管理区間約29.4kmを対象としています。

河川整備計画変更の背景

名取川の河川整備計画は平成21年に策定され、これまで、治水・利水・環境における目的が総合的に達成できるように河川の整備が実施されてきました。

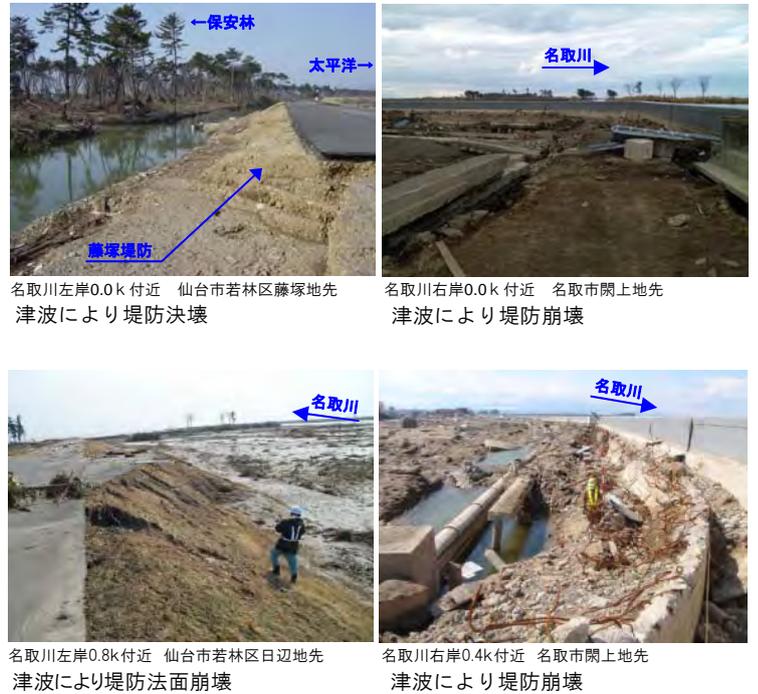
しかしながら平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によって、東北地方の太平洋沿岸域では甚大な被害を受け、自然災害では戦後最大の規模となり、河川管理施設等も大規模な被害を受けました。

このような災害の発生に対して、地域の復旧・復興を早期に進めるとともに、防災・減災の取り組み等を地域と一体となって進めるため、名取川水系河川整備計画(国土交通省管理区間)の変更を行います。

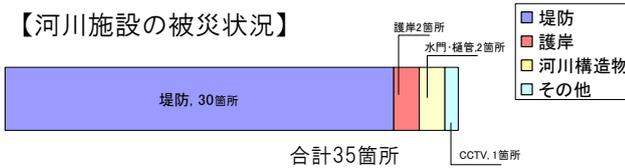
【津波による浸水範囲】



【主な堤防の被災状況】



【河川施設の被災状況】



洪水、高潮、津波に対応した河口部の整備

◆河口部堤防整備

- 河口部は、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図るため、必要となる堤防を整備します。
- 堤防整備にあたっては、施設計画上の津波※を上回る津波に対する構造上の工夫をしていきます。



新たな堤防高
T.P.7.2m

従前の堤防高

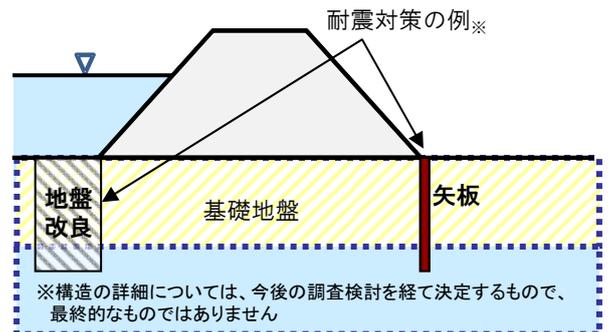


河口部の堤防整備イメージ

※最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの発生する頻度が高く、大きな被害をもたらす津波を「施設計画上の津波」と呼びます。
 ※名取川の河口部は「明治三陸地震」と同規模の津波を想定しています。

◆河川堤防の耐震対策

- 東北地方太平洋沖地震における河川堤防の被災要因等を踏まえ、地震等に対する安全性の点検を実施し、必要に応じて堤防の耐震対策(液状化対策等)を実施します。



堤防基礎地盤の耐震(液状化)対策イメージ

※構造の詳細については、今後の調査検討を経て決定するもので、最終的なものではありません

維持管理に関する目標及び主な変更内容

◆河口砂州の維持管理

- 砂州の消失や変動により、河口部周辺の堆砂傾向の変化や、津波の進入による河川管理施設への影響が懸念されることから、継続的なモニタリングを行うとともに、長期的に河川管理上の支障が予想される場合には必要な対策を実施します。

【地震前】2009年10月18日撮影

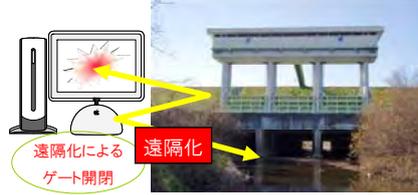
【地震後】2012年6月18日撮影



地震前後の河口部の状況

◆施設の機能強化

- 水文観測所の確実性の確保や精度向上を図り、適切な維持管理に努めます。
- 津波等における操作員の安全確保、施設の損傷等による操作の不具合が生じた場合の減災対策として、施設の遠隔操作等を推進します。



排水施設の遠隔操作イメージ



ソーラパネル設置

観測施設の電源二重化

◆防災教育への支援等

- 住民の防災意識の向上を図り、確実な避難行動に結び付けていくため、総合学習等を活用し、地域の特徴、洪水・地震・津波に対する危険性や過去の津波から学んだ教訓などに関する防災教育への支援を行うとともに、多様なツールを活用した広報等により、災害の教訓を後世に伝えるよう努めます。



総合学習実施状況
(H24.7.21郡山小学校)

◆防災・水防活動等への連携等

- 災害時における水防活動等を迅速に進めるため、関係自治体等と連携し、水防資機材の備蓄や防災関連施設の整備など、危機管理体制の強化を図ります。



水防団との合同訓練

利水・環境に関する目標及び 主な変更内容

◆流水の適正な管理

- 東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下により、塩水遡上による影響が懸念され、既存取水施設に影響が生じる可能性があります。
- このため河川の水質調査等によるモニタリングを継続するとともに塩水遡上や渇水等による被害軽減のため、関係機関と連携・調整し、流水の適正な管理に努めます。



名取川頭首工(S60改築)

◆河川環境のモニタリング

- 津波による河口砂州の消失や地盤沈下により、河口部の多様な動植物の生息・生育環境への影響が懸念されます。
- 地形の変化による動植物の生息・生育環境への影響と地震後の環境等の回復状況を把握するために、モニタリングを継続します。



ニホンアカガエル
(アカガエル科)
準絶滅危惧

アイアシ
(イネ科)
準絶滅危惧

ハマナス
(バラ科)
準絶滅危惧

郵便はがき

料金受取人払郵便

982-8790



差出有効期間
平成24年11月
30日まで

(切手は不要です)

(受取人)
宮城県仙台市太白区
郡山五丁目6-6

国土交通省東北地方整備局
仙台河川国道事務所
調査第一課 行



フリガナ		年	男
お名前		齢	女
ご住所	(〒 -)		
電話番号	()		

※頂きました個人情報やご意見については、名取川水系河川整備計画変更目的以外に使用することはありません。

みなさまのご意見をお聴かせください。

※いただいたご意見を参考にさせていただきますので **10月4日 木** までにご投函ください。

名取川は、地域に住むみなさまの共有財産です。名取川のこれからの川づくりに関するみなさまからのご意見を参考に、国土交通省管理区間の河川整備計画を変更いたします。

『名取川水系河川整備計画（変更素案）』の本文は、国・県・市などで閲覧できます。また、仙台河川国道事務所のホームページでも公開しています。

■名取川水系河川整備計画【変更素案】の閲覧場所

名称	担当課	電話番号	住所
仙台河川国道事務所	調査第一課	022-248-4131	仙台市太白区郡山5丁目6-6
名取川出張所	技術係	022-248-2249	仙台市太白区郡山字源兵衛東63
宮城県庁	土木部河川課	022-211-3173	仙台市青葉区本町3-8-1
仙台土木事務所	河川第一班	022-297-4154	仙台市宮城野区幸町4-1-2
仙台市役所	百年の杜推進部河川課	022-261-1111	仙台市青葉区国分町3-7-1
若林区役所	区民部まちづくり推進課	022-282-1111	仙台市若林区保春院前丁3-1
名取市役所	建設部土木課	022-384-2111	名取市増田字柳田80

■ハガキでの意見受付

意見募集のハガキ

キリトリ

名取川水系河川整備計画（変更素案）に関するご意見を記入の上、キリトリ線でハガキ部分を切り取って、郵便ポストに**10月4日**までに投函して下さい。

Q1. 各種目標について、ご意見がありましたらご記入下さい。

Q2. 各種整備の具体的な内容について、ご意見がありましたらご記入下さい。

Q3. その他、河川行政等について、お気づきの点がありましたらご記入下さい。

■ホームページでの意見受付

みなさまからのご意見はホームページでも受付します。詳細は、仙台河川国道事務所のホームページで公開しています。多くの方々からのアクセスをお待ちしております。

ホームページURL：<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>

このバナーをクリック

名取川水系河川整備計画（変更素案）に対する募集

メールアドレス：natori_kasenseibi@thr.mlit.go.jp

地域の方々の意見を聴く会の開催を予定しております。

開催日時及び場所につきましては、後日ホームページなどにより公表いたします。

お問い合わせ先

東北地方整備局
仙台河川国道事務所 調査第一課
〒982-8566
宮城県仙台市太白区郡山5丁目6-6
TEL:022-248-4131(代表)
FAX:022-304-1904
Mail: natori_kasenseibi@thr.mlit.go.jp



国土交通省